



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor: Bangladesh, Canada, Chile, Colombia, DR Congo, Japan, Mexico, Mongolia, Montenegro, Ukraine, United Kingdom, and Uruguay

第25回ローマ規程締約国会議は、

国際刑事裁判所の現体制が実効性に欠けることを認識し、

侵略犯罪の管轄権が他の犯罪と同等ではないことを不安に思い、

国際犯罪の撲滅が重要であり、そのためには国際刑事責任が伴うと確信し、

国際司法において現職国家元首の責任は問うべきであると確信し、

国際司法において現職国家元首の免責は問うべきであると深い憂慮を抱いて言及し、

国際刑事裁判所の協力促進には制裁とインセンティブの両方が重要であることを認識し、

国際刑事裁判所における地域機構との連携が重要であることを認識し、

国際刑事裁判所の判事・検察官の独立性の保護が重要であると認識し、

国際刑事裁判所の財政的自立と持続可能な資金調達が不可欠であると認識し、

国際刑事裁判所のシステムの効率化が必要であることを認識し、

1. 2020年よりおこなわれている専門家による包括的制度改革を改めて確認する；
2. 国際刑事裁判所に国連総会による管轄権の付託制度を設立することを安全保障理事会が機能不全に陥ってしまう際の正当な判断による付託のため強く要請する；
 - a. 現状、国連安全保障理事会にある付託権限を国連総会にも同様に与えるものとするよう要請する；
 - b. 緊急特別集会による付託を想定するよう要請する；
3. 国際刑事裁判所に侵略犯罪の管轄権を他の犯罪と同等とすることを侵略の抑止のため強く要請する；
 - a. 未締約国にカンパラ合意での改正案を受諾することを要請する；
 - b. 新たに侵略犯罪を他の犯罪と同様の手段で管轄するよう要請する；
4. 国際刑事裁判所にローマ規程非締約国の国家元首の訴追も可能にする事を現職の国家元首による犯罪の抑止のため強く要請する；

5. ローマ規程締約国に対し、現職の国家元首の免責は認めないように依頼する；
6. 国際刑事裁判所に対し、発展途上国への協力促進のインセンティブを行う；
7. 判事・検察官に対する制裁が行われた場合、ローマ規程締約国から経済的援助を行う；
8. 国際刑事裁判所がローマ規程締約国会議に対して最低3年ごとの予算案を提出するよう要請する；
 - a. その予算案に則った資金拠出を行うよう締約国に要請する；
 - b. 資金拠出を行えなかった場合その理由を明記した報告書の提出を要請する；
9. 国際刑事裁判所の使用するICTシステムのセキュリティ強化をするように促す；
 - a. ICTシステムのセキュリティ強化のための基金の設置を要請する；